

制定 令和5年4月21日

改正 令和8年1月21日

こども青少年局施設型給付費等に係る処遇改善等加算給付関係業務
会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」(以下、「採用要綱」という。)に基づき任用される、こども青少年局施設型給付費等に係る処遇改善等加算給付関係業務会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 会計年度任用職員は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算給付関係業務に伴う事務のうち次の各号に挙げる業務を行うものとする。

- (1) 処遇改善等加算の確認に係る提出書類の收受・整理及び確認事務
- (2) 処遇改善等加算の確認に係る集約データの作成事務
- (3) その他処遇改善等加算の確認に係る事務補助に関すること

(任用)

第3条 会計年度任用職員の任用の要件は、採用要綱第2条各号に定めるもののほか、第2条に規定する業務を遂行するために必要となる知識及び能力を有することとする。

2 会計年度任用職員の選考は、こども青少年局において募集要項を定めて募集し、筆記(論文)試験及び口述(面接)試験の内容を総合的に勘案して行うこととし、合格者は任用候補者として登録する。

3 任用予定者は、任用候補者の中から成績順に決定する。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間等は、採用要綱第3条に定めるところによる。

(勤務時間)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数、勤務時間及び休憩時間等は次のとおりとする。

- (1) 週の勤務時間
30 時間(週4日又は週5日勤務)
- (2) 1日の勤務時間
週4日 9時から17時15分まで

週 5 日 10 時から 16 時 45 分まで

(3) 休憩時間

休憩時間は、12 時 15 分から 13 時までとする。

(4) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(5) 休暇

ア 年次休暇の付与は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第 25 号、以下「休暇規則」という。）に基づき、1 年間に付与された日数に所定勤務時間を乗じた時間を付与する。ただし、所定勤務時間は常態として勤務する時間数を用いることとする。

イ 休暇規則第 10 条第 6 項による 1 時間単位で取得する年次休暇を付与する場合は、毎時 0 分、15 分、30 分及び 45 分を起点とし、1 日あたり 2 回を限度とする。

ウ 本市に勤務していた者がその勤務が終了する日の翌日をもって会計年度職員として任用される場合には、その勤務が終了する日が属する年度において付与された年次休暇を別に付与することができる。この場合において付与された年次休暇は、会計年度職員として任用された際に付与された年次休暇に優先して使用されるものとする。

(6) 時間外勤務等

ア 業務上臨時の必要がある場合には、会計年度職員に対し、所定勤務時間に定める勤務時間以外の時間又は (4) 休日に定める休日に勤務することを命ずることができる。

イ 会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、あらかじめ、当該休日を起算日とする 4 週間前の日から当該休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

これに伴い、「こども青少年局保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業関係業務会計年度任用職員要綱」は、令和 8 年 3 月 31 日を以て廃止する。